

持続的発展のために

平成24年度法務省委託事業 評価結果報告書



平成25（2013）年6月28日
公益財団法人人権教育啓発推進センター
平成24年度法務省委託事業評価委員会

平成24年度法務省委託事業評価委員会 委員一覧

委員長	田 中 宏 司	・東京交通短期大学名誉教授
委 員	大 野 曜	・公益財団法人日本女性学習財団理事長
	岸 孝 明	・人権擁護委員、関西学院大学講師
	山 中 千枝子	・千斗枝グローバル教育研究所代表
	渡 邊 昭 彦	・公益社団法人日本広報協会事務局長

五十音順・敬称略

目 次

I	総括	3
II	評価を行う際の留意点	5
III	各事業の評価	6
	人権シンポジウムの実施	6
	人権啓発活動総合推進事業	12
	人権に関する調査・研究事業	16
	人権ライブラリー事業	19
	人権啓発教材の制作	22
	人権啓発ビデオの制作	25
	人権啓発指導者養成研修会	27
	人権に関する国家公務員等研修会	31

I 総括

はじめに

平成 24 年 4 月、人権教育啓発推進センター（以下、「人権センター」という。）は、公益財団法人として新たな一步を踏み出した。それから 1 年が経過したが、法務省、文部科学省所管という冠がなくなったことにより、業務への責任の重さが従前よりも増大し、常に、説明責任が求められることを自覚した 1 年であったのではないかと推察する。

人権センターは、平成 25 年度から公益法人化 2 年目となる。組織も職員も確固たる使命感を持って業務に当たることが何よりも重要である。本委員会は、人権センターが、人権にかかる普遍的な教育・啓発活動の先頭に立ち、公益性の視点を堅持しつつ、国民の身近にあって信頼される存在として、人権の分野でより一層活躍することを期待するものである。

ナショナルセンターとしての役割

昨今、アジアの一部地域において、領土問題や歴史認識をめぐってナショナリズムが高まり、関係する国及び国民への誹謗、中傷、差別的行為を煽る言動が見受けられることに対応して、我が国においてもいわゆるヘイトスピーチが横行することは憂慮に堪えない。正に、各国の国民一人ひとりの人権意識が問われる事態であり、普段の生活の中で、国民の間に人権尊重という普遍的文化の理念が醸成・定着されていくことが望まれる。

こうした情勢の中、我が国の人権分野における国際的評価を高めるための情報発信機関として、また、民間の立場における人権教育・啓発の中心的存在として、常に中立・公正な見地から活動をし、“人権教育啓発のナショナルセンター”として位置づけられているのは、人権センターにおいて他にないと考える。こうした観点に立って、まず、情報発信のツールの一つである人権センターホームページにおいて、情報の充実に努めるとともに、日本語のみならず、英語等による情報発信の多様化をも望みたい。

東日本大震災への取り組み

平成 23 年 3 月 11 日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から 2 年が経った。被災地では、現在、復興のための取り組みが行われているが、その歩みは順調とは言えないようである。特に、福島第一原子力発電所の事故については、対策の作業が遅々として進まず、復興への目途も立っていないこともあって、被災者の避難生活が長期化を余儀なくされている。いわゆる“風評被害”をはじめ、被災者は、避難生活の長期化等を要因とする生活上の困難や、不当な差別的言動を受けたりするなど、現在も深刻な状況にある。

このような中、人権センターが、平成 23 年度、24 年度と「震災と人権」に関するシンポジウムを各地で開催したことは、人権尊重の精神を広く啓発するという観点から高く評価できるものである。特に、平成 24 年度には、原発事故の影響が最も著しい福島県において、予想を超える参加者とともにシンポジウムが開催できた。さらに、その内容は、全国紙に加えて、地元の 2 紙においても掲載したことにより、参加した人々とどまらず、福島県民を始め、多くの国民に周知でき、読者を勇気づけたことと確信する。

平成 25 年度においても「震災と人権」に関するシンポジウムを開催するとのことであるが、今後も、このようなシンポジウム等の開催により、原発事故にかかる風評被害や差別的言動を無くすために、引き続き啓発に取り組むことが重要と考える。

人権擁護委員との連携・協力

ボランティアとして人権相談業務等に取り組んでいる約 1 万 4 千名の人権擁護委員の存在は、他国にはみられない我が国独自の地域に密着した誇らしい制度である。

人権擁護委員は、学校や企業等で人権啓発活動を行う際に、人権センター作成の人権啓発教材を有効に活用している。特に、国民の日常生活に最も近いところで活動をしていることから、人権に対する国民目線がどこにあるかを肌で感じてもある。このようなことから、人権教材等の作成に当たっては、今後も人権擁護委員と連携・協力していくことが望ましいと考える。

人権啓発フェスティバルに代わる新たな提示

今回の本委員会の事業評価において、過去に実施した国主催の人権啓発フェスティバルは、評価の対象に入っていないが、これまで国が率先して同フェスティバルを開催してきたことにより、地方自治体においても国の啓発手法をモデルとして実施する広がりを見せてきたと実感している。国がモデル的な役割を果たし、地方自治体に定着してきたとして全国規模の事業の縮小を図ったものと思われるが、現状を見ると、国はこの事業の効果に疑問があるため撤退した、との見方をする地方自治体もあり、各自治体の予算担当部局では、「地方フェスティバル」そのものを見直しの対象とするという事態も生じている。これでは、せっかく国が主導し、定着してきた事業が極めて遺憾な状況にあると言わざるを得ない。本委員会では、目前の効果、効率にとらわれることなく、過去の成果にも着目し中・長期的視野に立ち、今後は、国と地方が一体となって推進できるような新たな啓発事業について検討・予算化されるよう要望する。

事業評価時期の早期化

過去に実施された事業評価は、当該年度中に事業の評価を終え、報告書を提出するにいたらなかったことから、事業評価の結果を翌年度の事業実施計画や翌々年度の予算要求原案作成に反映できない状況にある。このため、時宜にかなった人権啓発事業を適切に行うためには、評価時期のサイクルを見直す必要がある。具体的には、平成 25 年度の評価は、事業がほぼ終了する平成 26 年の 1 月から 2 月にかけて実施することを提案する。

最後に

人権センターが実施する人権啓発事業において、大切な国税が有効かつ適切に活用されていることを、本委員会では真摯に評価する。一方で、全国津々浦々まで、粘り強くしっかりと人権尊重に向けた啓発事業を実施するには、現在の中央委託費による国民一人当たりには掛ける経費があまりにも少額であり、これをもって、所期の目的を達成することは非常に困難であることに憂慮の念を禁じえない。本委員会としては、我が国が人権の分野でも世界において重要な位置を占めることを目指すためにも、より一層の予算の充実・増額を国に要望する。

平成 25 年 6 月 28 日

平成 24 年度法務省委託事業評価委員会

Ⅱ 評価を行う際の留意点

本委員会では、平成24年度法務省委託事業（8事業）の実施結果について、以下の観点に基づいて評価した。

- ①各事業は、委託元である法務省の意向を実現するものであるとともに、経済的かつ効果的・効率的に実施されたか。
- ②事業の達成状況はどうか。
- ③人権センターの公益性にも整合しているか。
- ④過去2か年度分の本委員会における指摘事項も踏まえ、それらをどこまで実現・反映できたか。
- ⑤今後の事業実施に向け、自己評価、課題等は、適正に把握・整理されているか。

なお、個々の事業の「実施の基本方針」、「実施結果」等については、事務局より直接、具体的に聴取と質疑を重ねる、いわゆる対話的手法によって評価を行った。

Ⅲ 各事業の評価

事業名	人権シンポジウムの実施
事業目的	シンポジウムとマスメディアを組み合わせた啓発活動を行うことにより、効果的な人権啓発活動を実施する。
実施の基本方針	1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、被災者に対するホテルでの宿泊拒否や避難先でのいじめなどの人権侵害事案が各地で起きている。また、避難生活の長期化による生活不安やストレス等から、今後も様々な人権侵害事案の発生が予想される。このため、こうした人権侵害事案の発生を未然に防止することを目的に、被災地において「震災と人権 ～一人一人の心の復興を目指して～」に係るシンポジウムを開催する。（岩手会場、福島会場） 2 被災地外においても、震災復興支援で活躍するさまざまな分野の方々による基調報告及びパネルディスカッションを通して、私たち一人一人に何ができるのかを改めて考え、継続的な支援へつなげることを目的に、「震災と人権 ～私たちにできること～」に係るシンポジウムを開催する。（福岡会場） 3 性的指向や性同一性障害に対する人々の理解は十分とはいえず、偏見や差別が見られる。このことに鑑み、当事者が置かれている実情を伝え、人権的観点からこの問題の課題と解決のためのヒントについて、多くの国民に考えてもらうことを目的に、「性の多様性を考える ～性的指向と性同一性障害～」に係るシンポジウムを開催する。（東京会場） 4 マスメディアを組み合わせた啓発活動として、各会場シンポジウムについては事前に新聞広告等を通じて開催を広報するとともに、東京会場及び福島会場については、開催後、シンポジウムの内容を採録した記事を新聞（全国紙）に掲載する。 5 各会場には、国及び全国の地方自治体が平成24年度に作成した人権啓発資料及び人権センター作成の震災と人権に関連する啓発パネル等を展示する。 以上により、各会場のテーマ及び開催場所・開催時期の決定、パネリストの選定を適切に行う。 なお、被災地での開催に当たっては復興の妨げにならないよう諸事情に十分に配慮する。
実施結果	1 人権シンポジウム開催 (1) 岩手会場 日 時 平成24年7月28日（土） 13:20～17:00 会 場 岩手教育会館（岩手県盛岡市） テーマ 「震災と人権 ～一人一人の心の復興を目指して～」 後 援 岩手県、盛岡市、岩手県市長会、岩手県町村会、岩手日報社、朝日新聞盛岡総局、毎日新聞盛岡支局、読売新聞社盛岡支局、河北新報社盛岡総局、産業経済新聞社盛岡支局、日本経済新聞社盛岡支局、岩手日日新聞社、デーリー東北新聞社、株式会社日本農業新聞、共同通信社盛岡支局、時事通信社盛岡支局、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、エフエム岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、盛岡タイムス社 登壇者 コーディネーター 横田洋三（（公財）人権教育啓発推進センター理事長） パネリスト 今村久美（特定非営利活動法人・NPO カタリバ代表理事） 岩崎 香（早稲田大学人間科学学術院准教授） 臼澤良一（大槌町小槌仮設団地自治会長、まごころ広場うすざわ館長、遠野まごころネット副理事長、手紙文庫館長）

実施結果	大萱生修一（大念寺副住職） 特別コンサート 臼澤みさき（歌手） 入場者数 116人（アンケート回収数46件） (2) 東京会場 日 時 平成24年10月28日（日）13：30～17：40 会 場 ニッショーホール（東京都港区） テーマ 「性の多様性を考える ～性的指向と性同一性障害～」 後 援 東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、朝日新聞社、毎日新聞社、産経新聞社、日本経済新聞社、東京新聞、共同通信社、時事通信社、NHK、フジテレビジョン、テレビ東京、ニッポン放送、TOKYO FM、J-WAVE 登壇者 コーディネーター 横田洋三（（公財）人権教育啓発推進センター理事長） パネリスト 荘島幸子（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、日本学術振興会特別研究員、臨床心理士、ESTO東京親子交流会スタッフ、教育学博士） 虎井まさ衛（FTM日本主宰、立教大学非常勤講師） 柳橋晃俊（特定非営利活動法人動くゲイとレズビアン协会会长、法律サービス・ディレクター） 山口 悟（ナグモクリニック名古屋院長・GIDセンター長） トークショー「Re-born ～生まれ変わる～」 佐藤かよ（モデル、タレント） 入場者数 296人（アンケート回収数108件） (3) 福岡会場 日 時 平成24年11月3日（土・祝）13：20～17：20 会 場 都久志会館（福岡県福岡市） テーマ 「震災と人権 ～私たちにできること～」 後 援 福岡県、福岡市、北九州市、福岡県市長会、福岡県町村会、西日本新聞社、読売新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、産経新聞社、日本経済新聞社西部支社、有明新報、時事通信社、共同通信社、NHK福岡放送局、RKB毎日放送、九州朝日放送、福岡放送、TVQ九州放送、テレビ西日本、AIR STATION HIBIKI株式会社、FM KITAQ、ドリームスエフエム放送株式会社、FM FUKUOKA、クロスエフエム、ラブエフエム国際放送(株)、東九州コミュニティ放送株式会社 登壇者 コーディネーター 横田洋三（（公財）人権教育啓発推進センター理事長） パネリスト 浅見健一（震災復興支援グループ「きぼう」代表、前仙台市高砂市民センター館長） 北原啓司（弘前大学教育学部教授・副学部長、教員養成学研究開発センター長） 砂子啓子（i-くさのねプロジェクト代表） 森松長生（特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構常務理事、共生地域創造財団理事、絆プロジェクト北九州事務局長） 映画『槌音』上映＋トークショー 大久保愉伊（監督）
------	---

実施結果	入場者数 109人（アンケート回収数61件） (4) 福島会場 日 時 平成25年1月19日（土）13：30～17：30 会 場 福島テルサ（福島県福島市） テーマ 「震災と人権 ～一人一人の心の復興を目指して～」 後 援 福島県、福島市、福島県市長会、福島県町村会、朝日新聞福島総局、読売新聞東京本社福島支局、毎日新聞社福島支局、産経新聞社福島支局、日本経済新聞社福島支局、福島民報社、福島民友新聞社、共同通信社福島支局、時事通信社福島支局、NHK福島放送局、福島テレビ、テレビユー福島、福島放送、福島中央テレビ、ラジオ福島、ふくしまFM、福島コミュニティ放送FM ポコ 登壇者 コーディネーター 横田洋三（（公財）人権教育啓発推進センター理事長） パネリスト 阿部光裕（常圓禅寺住職） 金子久美子（福島れんげの会代表） 児玉龍彦（東京大学アイソトープ総合センターセンター長、東京大学先端科学技術研究センター教授） 筒井雄二（福島大学共生システム理工学類人間支援システム専攻教授、福島大学子どもの心のストレスアセスメントチーム代表） トーク&コンサート 増田太郎（ヴァイオリニスト） 入場者数 443人（アンケート回収数177件） 2 マスメディアの活用（事前広報） 本シンポジウムの開催地及びその近隣エリアの人々の来場を促すため、下記各媒体を活用し、広報を実施した。 (1) 岩手会場 ・岩手日報 7月14日（土）朝刊 半5段広告掲載 ・岩手朝日テレビ 7月 9日（月）～7月23日（月）15秒CM 50本放送 ・岩手交通 7月19日（木）～7月28日（土）バス広告 228台 ・チラシ配布（盛岡地方法務局1, 000部、全国の法務局・地方法務局980部、岩手県300部、盛岡市300部、岩手県内市町村1, 600部、後援団体630部、シンポジウム実施会場50部、盛岡市内の小・中・高・大学計86校：860部、岩手県記者クラブ30部、その他、全国の自治体などに配布。※チラシ印刷部数：9, 600部） ・イベント掲載サイトへの掲載16サイト ・各種ボランティア団体へのメール配信700件 ・メールマガジン、ライブラリーホームページ、センターホームページ、法務省人権チャンネル (2) 東京会場 ・朝日新聞 都内版及び武蔵野版 10月13日（土）朝刊 半5段広告掲載 ・毎日新聞 都内版 // ・毎日新聞 都内版 10月20日（土）朝刊 半5段広告掲載 ・読売新聞 東京本社版 10月13日（土）夕刊 // ・日本教育新聞 10月 8日発行号 // ・チラシ配布（東京法務局500部、法務局・地方法務局245部、行政機関等2, 590部、大学および都内私立中学等教育機関1, 088部、各種人権関係機関等130部、経済団体等80部、登壇者関係機関310部、アイユ同封4, 200部（ほか） ・イベント情報サイトへの広報記事掲載
------	--

実施結果	・各種ボランティア団体等へのメール配信 ・メールマガジン、ライブラリーホームページ、センターホームページ ・登壇者関係機関ブログ等に広報記事を掲載 「佐藤かよオフィシャルブログ」 エイジアッププロモーションホームページ ナグモクリニックG I Dセンター山口悟氏ブログ
	(3) 福岡会場
	・西日本新聞 都市福岡版 10月20日(土)朝刊 半5段広告掲載 ・読売新聞 福岡版 // ・毎日新聞 福岡版 // ・チラシ配布(福岡法務局1,000部、全国の法務局・地方法務局980部、福岡県800部、福岡市300部、北九州市300部、福岡県内市町村580部、後援団体720部、福岡県内経済団体40部、その他、全国の自治体などに配布。※チラシ印刷部数:9,500部) ・イベント情報サイトへの広報記事掲載21サイト ・各種ボランティア団体等へのメール配信700件 ・メールマガジン、ライブラリーホームページ、センターホームページ
	(4) 福島会場
	・福島民報 1月12日(土)朝刊 半5段広告掲載 ・福島民友 // ・福島放送 1月10日(木)～1月14日(祝)15秒CM 10本放送 1月9日(水) 30秒パブリシティCM ・福島交通 1月10日(木)～1月19日(金)バス広告 135台 ・新聞折込 福島民報及び福島民友購読の中通り地区の計71,750世帯 ・チラシ配布(福島地方法務局2,000部、全国の法務局・地方法務局980部、福島県2,000部、福島市1,200部、福島県内市町村580部、会場近隣都道府県60部、会場近隣政令市20部、後援団体570部、全国の人権啓発企業連絡会・経済団体160部、シンポジウム実施会場50部、福島県立盲学校等8団体80部、福島市内の仮設住宅140部 ほか ※チラシ印刷部数:7,620部) ・イベント情報サイトへの広報記事掲載7サイト ・各種ボランティア団体等へのメール配信700件 ・メールマガジン、ライブラリーホームページ、センターホームページ
	3 マスメディアの活用(実施内容の周知)
	直接来場しなかった多くの人々にも啓発の促進を図るため、シンポジウムの実施内容につき以下の各種媒体を活用し周知した。
	(1) 岩手会場
	・YouTubeに掲載
	(2) 東京会場
	・朝日新聞 12月2日(日)朝刊 上10段採録記事掲載 ・毎日新聞 // ・YouTubeに掲載
	(3) 福岡会場
	・YouTubeに掲載
	(4) 福島会場
	・朝日新聞 2月24日(日)朝刊 上10段採録記事掲載 ・毎日新聞 // ・福島民報 // ・福島民友 // ・YouTubeに掲載
	なお、東京会場及び福島会場についての朝日新聞及び毎日新聞への採録記事掲載については、それぞれ効果測定を行ったところ、以下の結果であった(下5段に同時掲載した人権擁

実施結果	護局の広告を含む）。 東京会場 朝日新聞 接触率（「確かに見た」＋「見たような気がする」）66.5% 理解度（「理解できた」に対し「あてはまる」＋「ややあてはまる」）78.4% 東京会場 毎日新聞 接触率 66.7% 理解度 81.8% 福島会場 朝日新聞 接触率 77.5% 理解度 82.9% 福島会場 毎日新聞 接触率 69.8% 理解度 81.6% 4 報告書の作成 人権シンポジウムについて、報告書として取りまとめた。 作成部数 200部 配布先 法務局・地方法務局、後援団体他
自己評価	①人権のナショナルセンターとして、当センターがこれまで蓄積してきたノウハウや人的ネットワークを最大限にいかして、一般市民を対象とした意義のある人権シンポジウムを企画・実施することができた。 ②人権シンポジウムについては、従来、人権啓発フェスティバルの一環として開催してきたところ、平成23年度からは新たに独立した一つの事業として再構築したことから周知不足が懸念され集客に不安があった。しかし、広報に工夫を重ねた結果、会場ごとのばらつきはあるものの、全体としては想定を超える参加者を得ることができた。 ③シンポジウムの内容については、各会場アンケートの結果によれば「大変満足」と「まあ満足」で盛岡会場が87%、東京会場が91%、福岡会場が85%、福島会場が85%と概ね好評であったことから、適切であったと判断できる。 ④本事業の重要な要素であるコーディネーター及びパネリストについても好評であり、テーマや内容と合わせ質の向上にも繋がったものと評価している。 ⑤東京会場の要約記事を平成24年12月2日（日）の朝日新聞、毎日新聞朝刊・全国版に掲載するとともに、福島会場の要約記事については、平成25年2月24日（日）に朝日新聞、毎日新聞朝刊・全国版に加え、福島第一原子力発電所事故による福島県民の困難な状況に鑑み、シンポジウム開催地の地元紙である福島民報、福島民友に掲載した。新聞社による効果測定では、概ね高い評価を得たことから、人権シンポジウムの啓発効果は当日の来場者のみならず全国に及んだと評価できる。 ⑥実施結果報告書を作成し、全国の法務局・地方法務局を通じて、関係機関等に配布したことは、今後、関係機関等が啓発活動を実施する上での参考資料として活用されるほか、啓発担当者にも大いに参考になると考える。

課題等	①イベントとしては、地味な内容のため、平成24年度の集客状況を分析し、その結果を今後の開催に生かすとともに、広報面での充実を更に強化する必要がある。 ②シンポジウムの集客については、新聞による広報が効果的であったと考えられるが、今後も広報メディアの選択等費用対効果も考慮しつつ広報戦略を具体化していく必要がある。 ③実施結果報告書については、予算の制約もあることから、全国の地方自治体へ配布できていない。電子版での配布やネット上での公開等、配布方法を検討する必要がある。
委員会 評価	【評 価】 ①シンポジウムという難しいテーマを扱うイベントを開催するにあたり、当事者や社会的影響力のある著名人をパネリストやトークショーに選ぶ等、国民の関心を呼び人選を考慮したり、コンサートやパネル展など親しみが湧くようなイベントと組み合わせて、集客につながるように工夫していることは評価できる。 ②東京会場で取り上げた性同一性障害の問題は、非常に重要なテーマにも関わらず、地方ではなかなか取り上げることは少ないので、中央（東京）から発信して地方へ広がるという形態が評価できる。なお、テーマを設定する際、開催場所に合わせて副題を入れるということは非常に重要で、特にメディアも取り上げやすいことから、今後も引き続き副題をつけるところまで内容を吟味して実施してほしい。 ③東京以外の3会場で、国が率先して震災を人権の視点から取り上げたことは、各地における震災を起因とする人権侵害事案等の発生を未然に防止する観点から、また、今後の復興に向けた取組という面でも高く評価できる。 ④シンポジウムを終えた後に、シンポジウムそのものを1つのコンテンツとしていかに継続して啓発に活用していけるかということも大切である。そういった意味で、新聞に採録したり、あるいはYouTubeに載せたりということは高く評価できる。可能であれば、YouTubeや出演したタレントのブログなどに、どのくらいのアクセスがあったのかというデータを取って、今後の啓発手法の検討に活用していくと良い。 【提 言】 ①これまでは人権啓発フェスティバルの一環として開催していたシンポジウムを、平成23年度より単独開催したことによるメリット、デメリットを整理し、地方自治体のモデルともなるような、新しい企画を立てていく必要がある。 ②来場者から得た情報を基に、集客に向けて何が一番効果的かといったことを分析しながら、費用対効果も含めて、シンポジウムの集客につながる効果的な広報の媒体等を今後さらに検討していく必要がある。次のステップにつながるという意味では、シンポジウム開催前と開催後のマスメディアの活用を整理・分析していくことも大事である。 ③全体的な自己評価はされているが、会場によっては集客が少ない所もあるので、各会場の個別評価も必要である。 ④集客も重要であるが、アンケート結果から、これから何か行動しようと思ったという人がかなりの割合を占めているので、そういう人たちに対して有用な情報をいかに提供していくか、事後広報の在り方も含めて検討すべきである。また、YouTubeも含めたいわゆるソーシャルメディア、ツイッターやフェイスブック、ライン等、そういったツールの活用も効果的と思われるので、その活用を検討していくことを望む。 ⑤人権ライブラリーを紹介する場として、シンポジウム会場を活用していくことも検討すべきである。

事業名	人権啓発活動総合推進事業
事業目的	「人権週間」等を広く国民に周知するため、新聞、テレビ、インターネットなどのマスメディアを活用した広報を行う。
実施の基本方針	法務省の人権擁護機関が実施する「人権週間」を中心とした人権啓発活動の意義を国民一般に広く周知し、人権尊重意識の普及・高揚を図るため、以下の事業を実施する。 1 新聞広報（全国紙） 全国規模で効率的な広報活動を行う上で、全国紙への広報は認知度、理解度等においてその効果は認識されてきたところであるが、これに青少年への大きな影響力を持つＪリーグとの連携・協力をタイアップさせることにより、より効果的な新聞広報を展開する。 2 第64回人権週間の周知広報（ライトアップ） 人権に関する映像素材を制作し、テレビ、インターネット等の各種広告媒体の特性をいかし、デザインやテーマの連携性を保ちながら、第64回人権週間の周知をはじめ、人権尊重に対する国民の意識を高める。
実施結果	1 新聞広報（全国紙） Ｊリーグと連携して、「Ｊリーグ百年構想・子どもの人権プログラム」新聞広報を実施。 掲載日 平成24年6月25日（月） ※朝日中学生ウィークリーは6月24日（日） 掲載紙 ①朝日新聞朝刊・全国版 5段4色 ②朝日小学生新聞 15段4色 ③朝日中学生ウィークリー タブロイド1ページ4色 総発行部数 ①約779万部 ②約 12万部 ③約 6万部 本新聞広報について、後日、朝日新聞社が購読者を対象にモニター調査による効果測定を実施したところ「広告を見た・見たような気がする」（接触率）は全体の54.4%であった。また、80.1%が「Ｊリーグ百年構想として子どもの人権プログラムがあること」を「理解した・まあ理解した」と回答した。さらに、全国共通人権相談ダイヤルがあることを理解したのは82.1%、インターネットによる「人権相談」があることを理解したのは80.1%であった。 2 第64回人権週間等の広報（ライトアップ） (1) 啓発用映像の制作 腹話術師のいっこく堂を起用し、以下の8編の人権啓発デジタルコンテンツを制作した。 ①人権一般編 あなたの悩みは？（15秒） ②人権週間編 人権週間って何？（15秒） ③震災編 サトルくん 東北の旅（15秒） ④高齢者編 高齢者を大切にしよう（15秒） ⑤障害のある人編 暮らしやすい社会に（15秒） ⑥女性編 みこさんの本音（15秒） ⑦子ども編 子どもの人権SOSミニレター（15秒） ⑧インターネット編 心ない書き込み（15秒） (2) テレビ広報 上記(1)により制作した8編の映像を使用したテレビ広報を実施。 実施期間：11月30日（金）～12月10日（月） ・BS日本（BS日テレ） 110本

実施結果	・BS朝日 84本 ・BS-TBS 35本 ・BS-JAPAN 82本 - 合計 311本 なお、効果測定を実施したところ、放送したそれぞれのCMについての接触率の放送局ごとの合計は（１）BS日テレ：143.9％（２）BS朝日：118.6％（３）BS-TBS：64.7％（４）BS-JAPAN：112.9％で、4局の合計は440.1％であった。 （３）WEB広報 上記（１）で制作した８編の映像を使用した動画バナー広告を実施。 ①Yahoo!ニュース／プライムディスプレイ 実施日 平成24年11月30日（金）～12月10日（月） 掲載量 21,965,812imp ②MSN産経ニュース「トップビッグアドBB」 実施日 平成24年12月3日（月）～12月9日（日） 掲載量 10,548,953imp 本バナー広報について、効果測定を実施したところ、①のクリック数は10,526でクリックレートは0.048％、②のクリック数は4,202でクリックレートは0.04％であった。また、期間内にYahoo!ニュースかMSN産経ニュースを見た人を対象としたアンケート調査では、8編それぞれの認知率はおおよそ半数が16％以上であった。最も認知度が高かったのは「人権週間編」の16.9％で、次に「人権一般編」「障害のある人編」「インターネット編」が同じ16.4％であった。広報印象評価では、各編ともに「内容がわかりやすい」が60％を越えた。また、32.0％が「人権に関してもっと知識を深めたい」と回答した。 （４）街頭大型ビジョン （１）で制作した映像を街頭大型ビジョンで上映した。 実施媒体 Hot Vision 銀座（東京都中央区銀座4丁目交差点 三愛ビル） 実施日 平成24年12月3（月）～12月10日（月） 上映時間 9：00～24：00 1時間に4回（15秒）計480回 （５）いっこく堂を起用したイベント （１）の映像に出演したいっこく堂を起用し、子どもを対象とした人権啓発イベント「いっこく堂のじんけんってなあに？」を実施した。 実施日時 平成25年1月7日（月）14：00～15：30 実施場所 学研パブリッシング（東京都品川区西五反田2-11-8） 来場者数 190人（大人79人、子ども111人） 内容 ①人権擁護委員のお話と人権啓発ビデオ「勇気のお守り」のビデオ上映 ②腹話術師いっこく堂氏による特別ステージ ③アトラクション・コーナー（人権クイズ） ④歌のコーナー ⑤資料展示 人権に関連するパネル等の展示 ※イベントの様子は、YouTubeで公開した。 イベント来場者には子どもと大人それぞれにアンケートによる効果測定を実施した。 子どもに対するアンケートでは、人権擁護委員の話について48％が「とてもわかりやすかった」と回答し、いっこく堂の腹話術での人権についての話について60％が「よくわかった」と回答した。 大人に対するアンケートでは、87.8％が本イベントが親（大人）として人権を考えるきっかけになった、94.6％が人権について理解を深めることに役立ったと回答した。 ３ 人権週間PRソング「ボクラノセカイ」コンテンツの複製 テレビ番組「ネプ&イモトの世界番付」と協力した人権週間PRソング及び調査救済制度周知CMのコンテンツを複製し、法務局・地方法務局へ配布した。
------	--

実施結果	①人権週間PRソング（15秒、30秒、3分） ②調査救済制度周知CM（15秒、30秒） DVD 51枚 DVD-R 51枚 D-β 8枚 4 人権啓発パネルの改訂制作 前年度に法務省の啓発冊子「人権の擁護」を基に制作した、人権全般についての啓発パネルを改訂し、法務局・地方法務局及び支局へ配布した。 ①人権全般（50枚／1セット） 316セット
自己評価	①Jリーグと法務省が連携して、6月末に朝日新聞朝刊・全国紙で広報を実施し、Jリーグのファンのみならず、多くの市民に対して人権尊重の大切さをアピールできた。 ②「人権週間」の広報については、WEB、テレビCM、街頭大型ビジョンという3つのメディアにおいて、統一的なトーン＆マナーを用いて各メディアにおける広報がそれぞれ互いに効果を補強しあうよう工夫した。具体的には上記「実施結果」のとおり、共通に使用できる映像（腹話術師のいっこく堂を起用したコンテンツを通じて、身近な人権問題への気付きを促すもの）を作成し、WEB、テレビCM及び街頭大型ビジョンの素材とすることで、WEB及びテレビCMへの注目を促すことに結びつき、「人権週間」の意義を広く周知することができた。 ③人権啓発パネルについては、前年度に制作した際は、法務局及び地方法務局50局のみへの提供であったが、人権週間に貸出希望が集中するなど、法務局・地方法務局の支局や地方自治体など多数の要望に応えきれないこともあったため、平成24年度は全法務局・地方法務局及びその全支局にパネルを1セットずつ提供できたことは大きな前進である。
課題等	①マスメディアを活用した広報は、不特定多数を対象とする場合に有効と考えられるが、具体的効果を判断することは難しい面があり、さらに費用が高額となることから、特に費用対効果に重点を置いて複合的に広報戦略を立てる必要がある。 ②著名人の起用や人々の関心を呼ぶデザイン等、啓発に有効と思われる内容を工夫していく必要がある。 ③より啓発に有効と思われる新しいメディア等を開拓する。 ④今後も時宜に合ったテーマのパネル等を制作していく必要がある。

委員会 評価	【評 価】 専門の代理店からアイデアを提案してもらったことをベースに、ライトアップ事業を正当に評価する方法として、総合評価方式を採用したことは評価できる。前年度に比べて経費が2,000万円削減されているが、事業の内容は新聞やウェブ広報、テレビの活用といった全国的な広報を広範に実施しているので、予算を有効、効率的に使えたと言える。今後も、さまざまなコンテンツを有効活用するということを念頭に、事業実施に伴う付加価値を高めていくよう希望する。 【提 言】 ①不特定多数を対象とした啓発には、影響力のある著名人の起用が有効かつ必要である。例えば、人権についての問題意識を持っていると思われる池上彰氏と連携することも検討して良い。池上氏の活動の中に人権の大切さを取り入れてもらい、機会あるごとに発信してもらうということも必要と思われる。また、現在、オリンピック招致の活動が盛んなことから、パラリンピックの関係者との連携も検討すべきである。パラリンピックの関係者は障がい者に対する思いや、弱者に対する人権に関する問題意識が非常に高いと思われるので、積極的に協力を働き掛けていくことを検討すべきである。 ②若者層を啓発するためには、ソーシャルメディアの活用は避けられない。最近、首相官邸でもフェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディアはもちろん、スマートフォン用のアプリも開設するという動きになっている。そうした国の使い方を参考にしながら、どういう使い方が良いのかを検討し、ナショナルセンターとしてのソーシャルメディア利用のガイドラインをつくることを希望する。日本はあまり良いソーシャルメディアの使い方をしてないので、人権センターから、正攻法のメディアの使い方を発信していくことも必要である。 ③この事業は継続的に実施すべき事業であるので、より効果が出るよう絶えず工夫が必要である。例えば、子どもへの啓発のツールとして子ども向け新聞、あるいは一般紙の子ども向けコーナーなどの有効活用、また、地方では、一般紙より地元紙の購読率が高い傾向があるので、啓発のツールとして地方紙の活用等、対象者や地域の事情を考慮したメディアの活用を希望する。そのためにも、前年度の委員会の評価がどの程度生かされているかという検証をしていく必要がある。

事業名	人権に関する調査・研究事業
事業目的	内閣府の世論調査や人権侵犯事件数等、現状を踏まえた今後の人権啓発活動の在り方について、調査研究を実施する。
実施の基本方針	事業目的を適切に遂行するため、地方自治体、法務省の人権擁護機関、学校教育機関、企業等における人権啓発活動に通じた有識者、広報活動に関する最新の理論に精通した有識者で構成する検討委員会を設置し、委員の知見を反映したものとする。 今後の人権啓発活動の在り方という大きなテーマを十分に追求するためには、2か年程度の期間が必要であるため、平成23年度及び平成24年度の2か年にわたる事業とした。 平成23年度は以下の方針のとおり実施した。 ①国民の人権意識の現状把握・分析 ②人権啓発活動における共通課題の明確化 ③中間報告書の作成 平成24年度は、平成23年度の調査・研究を踏まえ、 ①各人権課題や啓発対象のライフステージを意識したより具体的な啓発活動の考察 ②各人権課題の共通の構造が典型的に表れる課題における啓発の在り方の追究 ③人権救済のシステムと結びついた啓発活動についての考察 ④人権に対する低関与層を高関与層に移行させる戦略的な手法についての考察 ⑤新たな人権啓発活動を展開するためのコーディネーターの育成についての考察 ⑥最終報告書の作成 をテーマに調査・研究を実施する。上記のための現状における問題点・課題をより明確化するため、独自の調査項目による独自の意識調査を実施する。
実施結果	1 検討委員会の開催 (1) 構成 委員長 荒牧重人（山梨学院大学大学院法務研究科長） 委員 池上千寿子（特定非営利活動法人ふれいす東京理事） 池田純子（株式会社プレインズ・カンパニー代表取締役社長） 稲積謙次郎（ジャーナリスト・元西日本新聞編集局長） 成田久江（人権擁護委員） 林 尚示（東京学芸大学総合教育科学系准教授） 若林源基（公益財団法人人権教育啓発推進センター参与） (2) 開催状況 ①第1回 検討委員会 平成24年5月31日（木） 検討事項 ・各人権課題の現状 ・意識調査・実態調査について ②第2回 検討委員会 平成24年6月22日（金） 検討事項 ・人権啓発理念の具体化について 共通の人権侵害構造の克服に向けた戦略的な人権啓発の再構築 - 人権啓発におけるコミュニケーション的手法の開発に向けて ライフステージ別、課題別の啓発手法について ・その他 意識調査について ③第3回 検討委員会 平成24年7月23日（月）

実施結果	検討事項 ・人権啓発理念の具体化について - 新しいコミュニケーション手法について - ライフステージ別、課題別の啓発手法について - 意識調査のクロス集計項目について ・人権教育・啓発を進める上での新たな連携の可能性について ・求められるコーディネーター像とその養成について ☆意識調査実施 平成24年8月 インターネットによる人権に関する意識調査アンケート実施 調査実施及び結果取りまとめ ④第4回 検討委員会 平成24年9月24日（月） 検討事項 ・人権啓発の具体的提言について - 連携の具体化について（いじめ問題を例に） - 補充調査（意識調査）結果 - ライフステージ別・課題別の啓発手法について ⑤第5回 検討委員会 平成24年10月22日（月） 検討事項 ・人権啓発の具体的提言について - 人権教育啓発を進める上での改善点について - コーディネーターの養成について - ライフステージ別・課題別の啓発手法について ⑥第6回 検討委員会 平成24年12月3日（月） 検討事項 ・これからの人権啓発活動への具体的提言について - 報告書構成（案） - 提言について ⑦第7回 検討委員会 平成25年1月15日（火） 検討事項 ・これからの人権啓発活動への具体的提言について - 報告書（案） 2 報告書の作成 (1) タイトル 「「これからの人権啓発活動」についての調査・研究報告書——人権啓発の新たな展開」 (2) 体裁 A4判・212ページ (3) 内容 構成は4部構成とした。第Ⅰ部「調査・研究の概要」では調査・研究の目的や進め方、実施体制、平成23年度からの検討経緯について記述した。第Ⅱ部「共通する課題とポイントとなる課題」では独自に実施した意識調査の結果分析と各課題に共通に浮かび上がってくる構造、それらの構造が現在の状況において典型的に表れている各課題について考察した。第Ⅲ部「人権啓発の新しい方向」では、救済活動をいかした啓発活動、コミュニケーション概念の応用、世代を意識したアプローチ、主体間の連携、コーディネーターの育成について論じた。そして第Ⅳ部では、「まとめにかえて」として第Ⅲ部までの論点を振り返りつつ、すぐに実現可能であるようなより具体的な事業のイメージを提言した。また、意識調査結果と平成23年度に作成した中間報告書を付録として付した。 (3) 作成部数 65部 法務局・地方法務局に配布
------	---

自己評価	①事業の継続性の観点から前年度に引き続き、委員には、知識・経験が豊富な同じメンバーに委嘱したことで、円滑に進めることができた。 ②検討委員会は、7回にわたって活発な協議が行われ、多くの有効な提案がなされた。報告書には、これまでの人権啓発活動を踏まえた上で、今後における啓発活動の在り方を定めていく上での共通する課題からのアプローチと現在実施されている活動に対する具体的な提案等を取りまとめることができたことから、全国の法務局及び地方法務局における人権啓発活動の参考となるよう配慮されたものとなった。 ③平成21年度の事業として実施した「効果測定」についての調査研究を基にするなど、過去の調査研究を活用しながら実施することができた。
課題等	①各人権課題や訴求対象の属性に応じた具体的な手法の提案を含む本報告を、今後の人権啓発活動へ応用していくことが求められる。 ②当センターにおける人的ネットワーク・リソースの更なる充実・拡大を図り、研究事業へと結びつける。 ③報告書については、予算の制約もあることから全国の地方自治体へは配布できていない。電子版での配布やネット上での公開等、配布方法を検討する必要がある。
委員会 評価	【評 価】 ①第三者による検討委員会を設けて調査・研究を実施するということは、人権センターが事業を実施する上での方向付けの参考ともなることから、大変重要であり、高く評価できる。 ②委員は多様な有識者で構成され、ここで議論することで委員自身も啓発され、人権センターの人的ネットワークが広がるという役割も担っていることは注目すべき点である。 【提 言】 ①人権に関するテーマは、時々で変わっていくので、毎年は難しいにしても、ある程度の期間を置きながら継続して調査・研究ができることが望ましい。 ②本事業は、人権センター自身がエンパワメントするための基礎となり得る有意義な事業として捉えることができ、人権センターにとっても大切にすべき事業である。結果として蓄積された資源は、法務省委託事業と人権センター自主事業等に、相互に有機的に結びつけながら活用していき、啓発のあり方に良い影響を及ぼすことを期待する。 ③調査・研究のテーマによっては、その結果を公開するとともに、地方自治体等にも還元し、広く有効に活用できるようにすべきである。予算的に厳しい場合は、概要版により対応することも検討願いたい。

事業名	人権ライブラリー事業																																								
事業目的	書籍をはじめ、パネル、映像資料など人権に関する資料を一元的に収集し、人権に関する総合的ライブラリーを運営することにより、広く国民に対し情報提供するとともに、各機関・団体等における啓発活動を支援する。																																								
実施の基本方針	事業目的を適切に推進するために、以下の活動を行う。 - ライブラリー通常運営の充実 - 資料の閲覧・貸出等日常業務 - ホームページの運営による国民への人権情報の提供 - NPO等外部団体の人権に関連する催しを支援するための多目的スペースの貸出 - 啓発担当者等への映像資料紹介のための定期上映会の開催 - 来館者への情報提供のための企画展示（パネル展）の実施 - 幼児及びその保護者の人権啓発を促進するための「読み語り」の開催 - ライブラリー利用者への情報提供のためのメールマガジンの発行 - 人権啓発資料展・人権啓発活動結果情報の収集・整理 全国の地方自治体では様々な人権啓発の取組を実施しているが、それらの成果物を網羅し一括して活用できる体制をとることは地方自治体との強固なつながりを持つ当センター以外には困難な事業であることから、平成24年度人権啓発資料展及び人権啓発活動結果情報としてこれを収集し、前者については優秀なものを選定し法務大臣表彰を行う。																																								
実施結果	- 平成24年度実績（通常運営） <table border="0"> <tr><td>・人権ライブラリー来館者数</td><td>4, 676人</td></tr> <tr><td>・総貸出件数</td><td>1, 185件</td></tr> <tr><td>・総貸出資料数</td><td>2, 144件</td></tr> <tr><td>・多目的スペースの利用</td><td>111件</td></tr> <tr><td>・定期上映会</td><td>12回（延べ参加人数200人）</td></tr> <tr><td>・企画展示（パネル展）</td><td>9回</td></tr> <tr><td>・「読み語り」</td><td>3回（延べ参加人数174人）</td></tr> <tr><td>・メールマガジン発行</td><td>11回（購読者数2, 621人）</td></tr> <tr><td>・ホームページアクセス件数</td><td>189, 923件</td></tr> <tr><td>・書籍・ビデオ等の収集状況</td><td></td></tr> <tr><td> 書籍、資料等</td><td>15, 539冊</td></tr> <tr><td> ビデオテープ（DVD含む）</td><td>1, 511本</td></tr> <tr><td> 16mmフィルム</td><td>42本</td></tr> <tr><td> 展示パネル</td><td>48点</td></tr> <tr><td> 音声資料</td><td>10点</td></tr> </table> - 人権啓発資料展・人権啓発活動結果情報の収集・整理 中央府省及び全国の地方自治体により、平成23年度に作成された人権啓発に関する様々なポスター、パンフレット等の資料を一堂に集め、全国各地における人権啓発活動の成果として紹介。また、国、地方自治体等が実施した人権啓発事業等の情報を収集し、ホームページに掲載した。 - 収集実績 <table border="0"> <tr><td>出版物等</td><td>1, 542件</td></tr> <tr><td>講演会</td><td>2, 019件</td></tr> <tr><td>テレビ・ラジオ放送</td><td>104件</td></tr> <tr><td>意識・実態調査</td><td>62件</td></tr> <tr><td>その他各種事業</td><td>1, 473件</td></tr> </table>	・人権ライブラリー来館者数	4, 676人	・総貸出件数	1, 185件	・総貸出資料数	2, 144件	・多目的スペースの利用	111件	・定期上映会	12回（延べ参加人数200人）	・企画展示（パネル展）	9回	・「読み語り」	3回（延べ参加人数174人）	・メールマガジン発行	11回（購読者数2, 621人）	・ホームページアクセス件数	189, 923件	・書籍・ビデオ等の収集状況		書籍、資料等	15, 539冊	ビデオテープ（DVD含む）	1, 511本	16mmフィルム	42本	展示パネル	48点	音声資料	10点	出版物等	1, 542件	講演会	2, 019件	テレビ・ラジオ放送	104件	意識・実態調査	62件	その他各種事業	1, 473件
・人権ライブラリー来館者数	4, 676人																																								
・総貸出件数	1, 185件																																								
・総貸出資料数	2, 144件																																								
・多目的スペースの利用	111件																																								
・定期上映会	12回（延べ参加人数200人）																																								
・企画展示（パネル展）	9回																																								
・「読み語り」	3回（延べ参加人数174人）																																								
・メールマガジン発行	11回（購読者数2, 621人）																																								
・ホームページアクセス件数	189, 923件																																								
・書籍・ビデオ等の収集状況																																									
書籍、資料等	15, 539冊																																								
ビデオテープ（DVD含む）	1, 511本																																								
16mmフィルム	42本																																								
展示パネル	48点																																								
音声資料	10点																																								
出版物等	1, 542件																																								
講演会	2, 019件																																								
テレビ・ラジオ放送	104件																																								
意識・実態調査	62件																																								
その他各種事業	1, 473件																																								

実施結果	・優秀作品の表彰 - 最優秀賞 - 兵庫県（映像作品） - 優秀賞 - 熊本県（ポスター部門） - 鹿児島県（出版物部門） - 香川県（新聞広告部門） - 北九州市（映像作品部門） ・資料展展示実績 - 人権シンポジウム in 東京 - 人権シンポジウム in 福岡 - 人権シンポジウム in 福島 - 指導者養成研修会東京会場 - 指導者養成研修会広島会場 - 指導者養成研修会京都会場 - 人権に関する国家公務員等研修会（前期） - 人権に関する国家公務員等研修会（後期）
自己評価	①当センターが運営する人権ライブラリーは、人権に関する各種資料（冊子、映像作品、パネルなど）を一か所にまとめて収集・公開しており、その種類の豊富さ、数量、質の面では、国内でも群を抜いている。地方自治体の人権に関連する各種資料についても全国規模で所蔵しており、本人権ライブラリーの蔵書等のリストや施設設備、運営などは、地方自治体等が運営するライブラリーの参考ともなっている。 ②人権ライブラリーは、地方自治体が運営するライブラリーでは所蔵していない資料などを補完する役割も果たしており、遠方の利用者には、郵送や宅配便での貸し出しも行っている。 ③人権擁護委員や海外からの視察、地方自治体・企業等の研修、中高生の総合学習の一環としての訪問などの利用も増加した。 ④来館者数を始めとする通常運営における各指標については、昨年度と比較して増加傾向を示している。（23年度の来館者数3,977人、総貸出件数1,173件、総貸出資料数2,009件等。） ⑤多目的スペースにおける人権講座や展示スペースにおける企画展示など、当センター主催の企画なども多く実施しており、人権に関心のある市民・団体のニーズにも十分に応えられる体制を敷いている。 ⑥人権啓発資料展については、全国の地方自治体が制作・実施したパンフレット、冊子、映像作品、新聞広告などを一堂に展示するもので、地方自治体の啓発担当者の参考となるものである。 ⑦上映会時、大型ディスプレイの高さが十分ではなく、画面下部に表示される字幕が見えづらいとの声があったことに応え、ミニステージを導入、ステージ上にディスプレイを設置することにより、視聴者の見えづらさを解消した。

課題等	①人権ライブラリーのさらなる周知。人権ライブラリーホームページについては、コンテンツの充実も図るなど、利用者の拡大策の実施。 ②館内表示等、利用者へのよりきめ細かなサービスの在り方。 ③人権啓発資料展の開催については、従来は人権啓発フェスティバルの一環という位置付けで開催されていたところ、フェスティバル事業が廃止されたため、平成23年度から、法務省委託に係る各種行事とのタイアップ展示として実施している。今後についても適宜のタイアップ事業を模索するほか、展示の在り方を検討し、展示の機会の確保に努める。
委員会 評価	【評 価】 年々、人権ライブラリーの所蔵する情報（図書、その他の資料）が、着実に充実していると認められる。人権に関する多くの情報が一か所に一元的に集積されていくこと自体に大きな意義があることから、その点を高く評価する。 【提 言】 ①人権ライブラリーは、後世の国民に人権関係の文化遺産を残していくという重要な存在である。情報の蓄積は人権に配慮してきた証となり、我が国の人権分野における国際的評価にも直結することから、引き続き人権ライブラリーの充実に努められたい。 ②もっと広く国民が、人権ライブラリーを活用できるよう、地方自治体や大学等の図書館との連携・協力のあり方を検討願いたい。 （具体例） ・地方自治体作成の啓発資料の収集については、提供の依頼を継続的に実施する。人権センターが新規作成資料を自治体へ配布する際に資料提供協力依頼の文書を同封するなど、あらゆる機会を活用する。 ・情報収集、保存としての存在も大切であるが、やはり、「見える化」も必要である。人権ライブラリーの特色や、これまで蓄積してきた資料や情報にはどのようなものがあるかを周知広報していく必要があり、また、蓄積された情報や資料はホームページで閲覧できるなどの利便性を図る。 ・例えば人権シンポジウムなど、これまでの人権センターの事業に協力いただいた大学の先生などは関心が高いと思われるので、積極的に活用するようゼミの学生に呼びかけてもらうなどの働きかけをする。 ・日本には人権課題に関する様々な週間や強調月間があるので、例えば男女共同参画週間に、「人権ライブラリーでは女性の人権に関するこういう資料があります」というような特集的な企画を組み、人権センターの広報誌やメールマガジンで積極的に広報していくべき。さらに、定期上映会の機会を通じて、研修会での啓発映像の活用の仕方を紹介していくことも有効である。タイムリーに広報していくことで、広報自身が情報発信にもなる。

事業名	人権啓発教材の制作
事業目的	人権問題に関する教育及び啓発を積極的に推進していくため、複雑多様化する人権問題に関して、法務局・地方法務局、人権擁護委員、地方自治体等が実施する人権教室や企業等での人権研修等の教材として利用できる教材を作成する。
実施の基本方針	内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成23年）を始めとする様々な調査結果等から、デートDVの問題は、若者にとって非常に身近で深刻な問題になっていることがうかがえることから、若者が交際相手との間で、暴力の被害者にも加害者にもならず、より良い関係を築けるよう、デートDV防止の啓発に役立てるための教材として、テキスト及びDVDコンテンツを作成する。 1 青少年を対象とする「人権教室」等で、人権擁護委員等が教材として使用できるよう、実際の学習内容を意識した、具体的かつ実践的な内容とする。 2 デートDVについて、防止・解決方法を含めた正しい情報が簡潔にまとめられ、青少年のみならず、世代、職業、立場を超えて、誰もが理解しやすい構成とする。 3 受講者が、デートDVが重大な人権侵害であると理解できるものとする。 4 デートDVに関する最新の問題点や関心に応え得るものとする。 5 デートDVの防止・解決には、人権的観点が不可欠である、ということを明確にする。 6 法務省の人権擁護機関が実施する相談窓口等を利用することがデートDVの防止・解決につながることを理知させる内容とする。 7 人権擁護委員が登場するものとする。
実施結果	1 DVDコンテンツ「デートDVって何？ ～対等な関係を築くために～」 時間：21分33秒 内容：第1章 導入 第2章 ケース①事例紹介＋事例解説（人権擁護委員による） ケース②事例紹介＋事例解説（同上） ケース③事例紹介＋事例解説（同上） 第3章 まとめ 付属品：活用の手引き 制作枚数：714枚 配布先：法務局・地方法務局、都道府県・政令指定都市等 2 テキスト「デートDVって何？ ～対等な関係を築くために～」 判型等：A5判16ページ・4C 内容（目次）： 「デートDV」チェックリスト デートDVって何？ 男女交際で起こること 男女交際で起こる様々な暴力 デートDVが起こるのはなぜ？ デートDVによる悪影響 どうして別れないの？ 繰り返す暴力 対等な関係を築くために ※裏表紙に法務省の人権擁護機関の人権相談窓口を記載 制作部数：50,000部 配布先：法務局・地方法務局、都道府県・政令指定都市等

実施結果	3 プレゼンテーション用パワーポイント「デートDVって何? ～対等な関係を築くために～」 スライド構成: 27枚 内容(目次): 「デートDV」チェックリスト - 人権とは - 様々な人権侵害 - デートDVとは - デートDVの被害の実態 - 身近にこんなケースはありませんか? - 男女交際で起こる様々な暴力 - デートDVが起こるのはなぜ? - 暴力を選択する背景 - デートDVによる悪影響 - どうして別れないの? - 繰り返される暴力 - 対等な関係を築くために - ひとりで悩まないで - 人権相談窓口 - データ納品 ※人権擁護委員の意見を反映するため、上記全コンテンツにつき全国人権擁護委員連合会及び北海道人権擁護委員連合会の監修を受けた。
自己評価	①時宜に合ったテーマの人権啓発教材を作成することにより啓発効果を高めようとした取組は、人権センターの取組として大きな意義があった。 ②従来の啓発教材はほとんどが紙媒体であるが、映像とテキストが連動し、さらにコンテンツを組み合わせた教材を作成でき、啓発効果を高める工夫を一定程度実現できた。
課題等	①本事業は、制作までであったため、効果測定は実施していない。実際に教材を利用する人権擁護委員や法務局・地方法務局等の反応その他によって、効果を測る必要がある。 ②人権教室や研修等で活用しやすいよう、映像、紙媒体、コンテンツ等、それぞれの特性をいかす工夫をしていく必要がある。

委員会 評価	【評 価】 テキストだけではなく、映像や活用の手引き、プレゼンテーション用のパワーポイントデータなど複数の媒体を整備し、啓発効果をより高めるという研修目的の主旨に立脚したものである。 【提 言】 ①本事業で制作した人権啓発教材の入手を希望する自治体や企業に応えるため、複製許可を得るなどの措置を図るべきである。その一環としてのYouTube への掲載は有効である。今後は、ソーシャルメディアの発達も考慮して、アプリ化も検討すべきである。 ②本事業は制作までであるため、効果測定を実施していないということであるが、今後、新しい教材を企画・制作していくためには、実際に教材を利用する人権擁護委員や法務局・地方法務局等の活用実績や反応その他によって、効果を測る必要がある。

事業名	人権啓発ビデオの制作
事業目的	法務局・地方法務局、人権擁護委員が実施する人権教室、企業等での人権研修活動等を側面から支援することを目的に啓発ビデオを作成。
実施の基本方針	平成22年度に作成した教材「虐待防止シリーズ」と連動した映像作品を以下の視点のもとに制作する。 1 虐待について、防止・解決方法を含めた正しい情報が簡潔にまとめられており、世代、職業、立場を超えて、誰もが理解しやすい構成とする。 2 人権擁護委員等が、各虐待防止を目的とした人権研修等を実施する際に、受講者向けテキスト（平成22年度作成／3種）とともに研修用素材として使用できるように、実際の研修会・講義の内容を意識した、具体的かつ実践的な内容及び構成とする。 3 人権研修等の受講者が、受講者向けテキストに目を通し、さらに本ビデオを視聴することにより、要点を把握するとともに、より深い理解を得られるような内容とする。 4 社会福祉施設等の職員が、各虐待について理解するとともに、その防止・解決につながるような内容及び構成とする。 5 視聴者が、各虐待は身近に存在する重大な人権侵害であると理解できるものとする。 6 各虐待に関する最新の問題点や関心に応え得るものとする。 7 各虐待防止・解決には、人権的観点が必要である、ということを明確にする。 8 法務省の人権擁護機関（人権擁護委員を登場させる。）が実施する相談窓口等を利用することが各虐待防止・解決につながることを理知させる内容とする。 9 その他人権教育・啓発を目的とする活動での利用のしやすさを考慮する。
実施結果	1 DVD 時間：46分42秒 内容： パート1 児童虐待 オープニング それぞれの気持ち 児童虐待とは…その現状 事例1 近所の通報が幼児の命を救う 事例2 学校による対応から解決へ エンディング 解説 社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長、弁護士 坪井節子 - パート2 高齢者虐待 オープニング それぞれの気持ち 高齢者虐待とは…その現状 事例1 近所の見守りが解決の糸口に 事例2 妻のためのリハビリが エンディング 解説 特定非営利活動法人 日本高齢者虐待防止センター理事 梶川義人 - パート3 ドメスティック・バイオレンス オープニング それぞれの気持ち DVとは…その現状 事例1 友人の気付きが救いの糸口に 事例2 妹の働きかけから解決へ エンディング 解説 特定非営利活動法人女性シェルターネット理事 大津恵子

実施結果	2 活用の手引き書 B6判 24ページ 作成数 714本（チラシ15, 210枚） 配布先 法務局・地方法務局及び都道府県・政令指定都市 ※YouTube で公開
自己評価	①人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関から、社会福祉施設等での研修に活用できるビデオを制作して欲しいとの要望があったことを受けて、そうした要望を取り入れつつ、啓発効果が期待できる質の高い映像作品となった。 ②ドラマによる事例と専門家による解説を、それぞれ約5分程度にまとめて組み合わせた構成となっており、状況により上映の途中で停止して、講師の話やワークショップ等を入れることができるなど、研修等での活用を考慮したビデオになっている。 ③「活用の手引き書」を付すことにより、研修等の講師の利便に供した。
課題等	経費の制約から制作部数に限りがある。このため、地方自治体や企業等からの配布希望に対して応えることができない。当センターで複製を作成し、実費頒布できる体制が必要である。
委員会 評価	【評 価】 ①映像だけではなく、活用の手引きを備えるなど、啓発効果を高めるという研修目的を考慮したものになっている。 ②ビデオの中での解説に専門家を登用していることは評価できる。専門家の協力を得て制作しているという仕組みを定着させていけば、次回制作するときに、また他の専門家が協力することにつながり、結果として質の向上につながる。 【提 言】 年々、経済的理由等により地方自治体での人権啓発ビデオの制作が減少していることもあり、国が継続的に制作していくことが重要である。制作が途切れることにより、それまで蓄積してきたノウハウが失われる恐れがある。人権センターでそのようなノウハウを蓄積していくことにより、教材の質の向上が期待できる。また、時代の変化により、社会の関心も変わっていくことから、ニーズに合った作品を制作していく必要がある。

事業名	人権啓発指導者養成研修会
事業目的	都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象に、地域における人権啓発の実施、研修を行う指導者として必要なスキルと知識を修得することを目的に開催する。
実施の基本方針	1 人権啓発行政に携わる職員に必要なスキルは多岐にわたるが、特に、人権課題に対する認識力の習得は極めて重要であることから、法務省の人権擁護機関が定める重点課題（17課題）を全て扱うこととする。 2 東日本大震災に伴う人権侵害に対する認識を高めることは極めて重要であることから、震災と人権をテーマとする講義を設ける。 3 研修内容は知識だけに偏らないよう、ワークショップの時間を設ける。また、法務省から人権啓発行政についての説明を実施する。 4 講師の選定に当たっては、各講義課題に対する専門性や講義のわかりやすさとともに、内容の政治的・思想的な中立性に十分に配慮する。 5 多くの地方自治体において経費（旅費）節減が推進されている折から、できるだけ多くの研修対象者が全課程を修了することができるように配慮し、研修期間は3日間とする。 6 日本全国から可能な限り多くの地方自治体からの参加が得られるよう、東京、中国地方、関西地方（3か所）での開催とする。 7 研修内容の水準を担保するため、受講者の募集は地方自治体を通じて行う。全地方自治体に受講資格（人権に関する一定程度の実務経験等）を周知した上で受講者の推薦を依頼する。 8 事務局は各受講者の出席状況を適切に把握し、研修の全課程修了者には人権啓発指導者としての自覚を促すため修了証書を発行する。
実施結果	1 東京会場 日時 平成24年9月19日（水）～21日（金） 場所 WTCコンファレンスセンター（東京都港区） 申込者数 75人 受講者数 67人（うち全課程修了は60人） 講師等 行政説明 野崎昌利（法務省人権擁護局人権啓発課長） 講義1「ワークショップ：参加体験型の人権学習の体験と分析」 桜井高志（桜井・法貴グローバル教育研究所代表） 講義2「絆が希望を創り出す～ホームレス支援から見た無縁日本～」 奥田知志（特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構理事長） 講義3「多様性を認め合うインターネットと人権のあり方について」 加納寛子（山形大学基盤教育院准教授） 講義4「刑を終えて出所した人と人権～育つ人・育てる人の心～」 中井政嗣（千房株式会社代表取締役） 講義5「HIV陽性者と人権」 池上千寿子（特定非営利活動法人ぶれいす東京理事） 講義6「アイヌ民族の文化と人権」 本田優子（札幌大学副学長） 講義7「高齢者と人権～エイジズム・高齢者・孤立死～」 副田あけみ（関東学院大学文学部現代社会学科教授）

実施結果	講義8「外国人の子どもと人権」 小島祥美（愛知淑徳大学文学部教育学科准教授） 講義9「北朝鮮による日本人拉致問題」 河野克俊（内閣官房拉致問題対策本部事務局） 2 広島会場 日時 平成24年10月17日（水）～19日（金） 場所 広島YMCA国際文化センター（広島県広島市） 申込者数 58人 受講者数 57人（うち全課程修了は43人） 講師等 行政説明 野崎昌利（法務省人権擁護局人権啓発課長） 講義1「多様性を認め合うインターネットと人権のあり方について」 加納寛子（山形大学基盤教育院准教授） 講義2「障害者の人権ー障害者の権利条約」 長瀬 修（立命館大学生存学研究センター特別招聘教授） 講義3「ワークショップ：参加体験型の人権学習の体験と分析」 桜井高志（桜井・法貴グローバル教育研究所代表） 講義4「女性の人権 女性への暴力をなくすために」 大津恵子（元女性の家 HELP ディレクター） 講義5「犯罪被害者の人権 成立の過程と今後の課題」 林 良平（全国犯罪被害者の会代表幹事） 講義6「性的指向における自由と平等」 柳橋晃俊（特定非営利活動法人動くゲイとレズビアンの会副代表理事） 講義7「震災復興と人権」 北原啓司（弘前大学教育学部教授、副学部長） 講義8「路上生活者への眼差しを考えるーひとさじの会の活動を通じてー」 吉水岳彦（浄土宗瑞雲山無量寿寺光照院副住職） 講義9「北朝鮮による日本人拉致問題」 河野克俊（内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室参事官補佐） 3 京都会場 日時 平成24年11月12日（月）～14日（水） 場所 メルパルク京都（京都府京都市） 申込者数 96人 受講者数 94人（うち全課程修了者73人） 講師等 行政説明 野崎昌利（法務省人権擁護局人権啓発課長） 講義1「ワークショップ：参加体験型の人権学習の体験と分析」 桜井高志（桜井・法貴グローバル教育研究所代表） 講義2「多様性を認め合うインターネットと人権のあり方について」 加納寛子（山形大学基盤教育院准教授） 講義3「加害者と被害者と傍観者と社会が問われているハンセン病問題」 神美知宏（全国ハンセン病療養所入所者協議会会長） 講義4「子どもと人権 ～虐待問題を中心に」 才村 純（関西学院大学人間福祉学部教授） 講義5「性的少数者と人権～とりまく社会状況と困難～」 上川あや（世田谷区議会議員） 講義6「北朝鮮による日本人拉致問題」

実施結果	田中康彦（内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室参事官補佐） 講義 7 「人身売買は何故おきる？－受入大国ニッポンの現状と課題－」 吉田容子（人身売買禁止ネットワーク共同代表） 講義 8 「震災と人権」 山口幸夫（日本社会事業大学社会事業研究所准教授） 講義 9 「同和問題 ～いま、何が問われているのか～」 馬場周一郎（株式会社西日本新聞TNC文化サークル取締役）
自己評価	①人権啓発指導者養成研修会の実施については、人権センターでは、これまで講師候補者等の豊富な情報に基づく多くの実績があり、委託元である法務省の啓発指導者を幅広く養成するという期待に応えている。 ②毎回、参加者へのアンケートを実施し、そのニーズを分析した上で、全国の地方自治体の人権担当部局の職員が参加しやすい時期、場所などを考慮の上、会場の選定を行っている。 ③内容面では、国が掲げる人権の重要課題を念頭に、過去の受講者アンケートや当センター自主事業で実施した人権講座などの実績を参考にしつつ、テーマ及び講師の選定を行った。受講者からも、それぞれの地方自治体における人権研修や講演会等の企画の参考にもなっているとの意見が寄せられている。 ④平成24年度も「震災と人権」のテーマを全会場で取り上げた。東日本大震災については、全国民が深い関心を寄せており、人権との関りにおいても喫緊のテーマであることから、時宜を得たテーマ設定であった。
課題等	①講師について、今後ともより幅広く、専門的な人材を豊富に確保する必要がある。 ②業務の都合や旅費等の理由で3日間連続受講が困難な受講者や、特定の科目のみ受講を希望する者に対し、カリキュラム、日程、修了証書のあり方等について検討する必要がある。 ③現在受け入れていない企業、NPO からの受講希望への対応。地方自治体職員ではないが、関係事業を受託している組織・団体の希望者が多い。

委員会 評価	【評 価】 ①「地域における人権啓発の実施、研修を行う指導者として必要なスキルと知識を修得する」という、明確な目的を持って実施している事業であるため、よく練られて構成されている。この点こそナショナルセンターの大きな役割である。状況の変化によって講義内容の見直しも必要になるが、そのためにもこれまでの講義内容の資料などが蓄積されていくことが望まれる。 ②地方自治体の職員を国が積極的に指導して、地方におけるリーダー的存在として育て上げるという本事業は、これらの指導者となる人たちの質を高めるという、国でなければできない非常に大切な事業である。 【提 言】 ①地方自治体の担当者からは、異動により「1から学びたい」というニーズがある一方で、人権センターとしては一定レベル以上のものを習得してほしいという方針があるので、それを重ね合わせて、タイムリーな人権課題と日本固有の課題とのバランスを意識したカリキュラムとなるように努めるよう希望する。 ②ワークショップのノウハウについての講義はあるが、現場では、「高齢者問題をワークショップ形式で研修願いたい」というような希望が意外と多いことから、例えばワークショップ形式で女性の人権問題の研修、HIV感染者の人権問題の研修というように、それぞれの講義にワークショップを取り入れることも検討して良い。 ③地方自治体と共催することによって人権担当者の質の向上がノウハウとして地方自治体に伝わるとともに、会場費の軽減等、経済的効果も期待できることから、開催自治体との連携・協力体制の構築を検討してはどうか。

事業名	人権に関する国家公務員等研修会
事業目的	平成14年に政府が閣議決定した「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に沿い、日常業務を適切に執行する上で人権尊重への理解、認識、造詣を深めてもらうことを目的に開催する。
実施の基本方針	1 人権教育・啓発に関する基本計画では、第4章3「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等」において、「研修等の取組が不可欠」であり、「人権にかかわりの深い特定の職業」の一つとして「公務員」を挙げていることから、国家公務員等に対し、同計画の趣旨に沿った人権研修の機会を提供するものとして本研修会を開催する。 2 上記趣旨から、対象は各府省の本省職員（外局及び付属機関を含む）及び所管の特例民営法人、独立行政法人等の職員とする（各府省への参加依頼は法務省人権擁護局が行う）。 3 本研修会は毎年同様の趣旨で実施しているものであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響を引き続き考慮し、震災を踏まえた内容とする。 4 講師の選定に当たっては、内容の専門性、講義の分かりやすさ等とともに、政治的・思想的な中立性に十分に配慮する。 また講演と併せ、最新の人権啓発映像作品を上映する。
実施結果	1 前期 日時 平成24年9月11日（火）13：30～16：00 場所 ニッショーホール（日本消防会館）（東京都港区） 演題 「DV～東日本大震災の影響を踏まえて～」 講師 田端八重子（もりおか女性センター センター長） 上映ビデオ 「人権啓発デジタルコンテンツ落語篇」 「勇気のお守り」「自分の胸に手を当てて」 申込者数 484人 参加者数 405人（出席率83.7%） 2 後期 日時 平成25年2月14日（木）13：30～16：00 場所 ニッショーホール（日本消防会館）（東京都港区） 演題 「高齢者の人権」 講師 山本克司（聖カタリナ大学人間健康福祉学部 教授） 上映ビデオ 「いっこく堂人権啓発デジタルコンテンツ」 「人権週間（12/4～12/10）PRソング「ボクラノセカイ」」 人権啓発教材「デートDVって何？ ～対等な関係を築くために～」 申込者数 398人 参加者数 319人（出席率80.2%）

自己評価	①実施時期、会場については、各府省の意向を受け委託元の法務省で決定しているが、講演テーマ、講演者、上映する映像作品などについては、過去の受講者アンケート結果や直近の人権をとりまく状況を考慮しつつ、国が掲げる人権の重要課題や、社会的関心の高いものなどといった複合的な視点から選定を行って法務省に提案した。今年度は前・後期ともに「震災」を内容に含めたが、東日本大震災は全国民的な課題であることから、国家公務員にとってはいかなる部署で執務しているとしても必須の課題であり、時宜を得たテーマ設定であった。 ②研修後のアンケート結果によると、前期及び後期講演の「大変参考になった」「参考になった」がそれぞれ93%及び88%であり概ね好評であった。
課題等	受講申込者の業務の都合等により、研修当日は両期とも約8割の参加となった。この状況を改善するためには、各府省に対する一層の協力方の要請など、参加しやすい環境の整備が求められる。特に後期は、講師決定が遅れたため、参加依頼開始時期が開催の約1か月前と周知期間が短かったこともあり、テーマや講師決定までの時間短縮等が必須である。前年度も同様の課題が掲げられており、更なる工夫・対策が必要である。
委員会 評価	【評 価】 ①国家行政に携わる職員向けの人権研修は、今後の行政事務を適切に遂行する上で必須であり、研修の実施は高く評価できるが、講演会形式は一方的に話を聞くだけであるため、効果がわかりにくい。もっと基本的なことを体系的に研修する必要がある。 ②前期、後期共に欠席者が2割程度発生したのは、数値的に大きい。参加しやすい環境の整備が求められる。特に後期は、参加依頼開始時期が開催の約1か月前と周知期間が短かったということであるので、テーマや講師決定までの時間短縮等が必須である。 【提 案】 各省庁で独自のプログラムによる人権研修を実施しているとのことであるが、内容等が必ずしも統一しているとは思われないため、人権センターとして、「国家公務員として、ぜひこれは勉強しておくべき」という方針を明確にして、基本的な研修を実施すべきである。その際、基本的な研修については、例えば入庁3年目以内に必ず受講するというようなルールを整理していく必要がある。その上で、社会情勢を考慮したトピックス的なテーマについても取り上げていくべきである。基礎的な人権研修とタイムリーな研修とに分けるといったシステムチックな研修の開催は、より効果的な研修につながると思われる。できれば3年計画を立てるなど、長期的な計画が必要である。

